

平成 29 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社

代表者名 代表取締役社長 檜 垣 周 作

(コード: 2538 東証第二部)

問合せ先 執行役員 財務計画部長 杣 義継

(電話番号 06-7688-5900)

## 単元株式数の変更、株式の併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更に伴う定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 12 月 21 日開催予定の第 81 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1.単元株式数の変更

### (1)変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社では全国証券取引所の示す趣旨を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

## (2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

#### (3)変更予定日

平成 30 年 4 月 1 日

## (4)変更の条件

本定時株主総会において、下記「2.株式の併合」に関する議案が承認可決されること を条件といたします。

#### 2. 株式の併合

#### (1)併合の目的

前述のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することで証券取引所における

当社株式の売買単位の株式数も 100 株に変更となりますが、変更後においても各株主様の議決権数に変更が生じないこと、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上 50万円未満)を維持することを考慮し、当社普通株式について 10 株を 1 株にする併合を行うものです。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて現行の4億8,000万株から4,800万株に変更することといたします。

### (2)併合の内容

併合する株式の種類 普通株式

併合の割合 平成30年4月1日をもって、同年3月31日(実質上

3月30日)の最終の株主名簿に記載された株主様がご所有されている株式について、10株につき1株の

割合で併合いたします。

併合後の発行可能株式総数 4,800 万株 (併合前 4 億 8,000 万株)

なお、発行可能株式総数に係る定款の規定は、会社法 第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式の併合の効力 発生日(平成 30 年 4 月 1 日)に、上記のとおり変更

したものとみなされることとなります。

#### 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年9月30日現在)	179,478,870 株
併合により減少する株式数	161,530,983 株
併合後の発行済株式総数	17,947,887 株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行 済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値となります。

#### 併合により減少する株主数

平成29年9月30日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数(割合)	
総株主	19,927名(100.00%)	179,478,870 株(100.00%)	
10 株未満	187名 (0.94%)	334 株 (0.00%)	
10 株以上	19,740 名 (99.06%)	179,478,536 株 (100.00%)	

(注)本株式の併合が上記株主構成で実施された場合、保有株式数が10株に満たない株主様187名(保有株式数は334株)は、効力発生日において株主たる地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生日前に、「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理 人までお問い合わせください。

#### 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式の併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### 新株予約権等の権利行使価額の調整

本株式の併合に伴い、当社発行の新株予約権等の1株当たりの権利行使価額を平成30年4月1日以降、次のとおり調整いたします。

ジャニント・辛二	調整前権利	調整後権利
光行決議日 	行使価額	行使価額
2017 年度新株予約権	45 III	450 III
平成 28 年 12 月 28 日取締役会決議	45 円	450 円
2017 年度有償新株予約権	44 🖽	440 🖽
平成 29 年 2 月 7 日取締役会決議 44 円		440円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)	20 П	200 ⊞
平成 29 年 3 月 10 日取締役会決議	38 円	380 円

## (3)併合の条件

本株式の併合は、本定時株主総会において本株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件に平成30年4月1日をもって、その効力が生じることといたします。

# 3. 定款の一部変更

### (1)変更の理由

上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000 株から100 株に変更するため、現行定款第7条(単元株式数)を変更するとともに、上記「2.株式の併合」に記載の本株式併合を実施し、併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。

なお、この定款変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の規定に基づき、 株主総会の決議によることなく行います。

## (2)変更の内容

平成30年4月1日をもって、定款の内容を次のとおり変更いたします。

(下線部が変更部分)

			( 1 /////// 2/2017/3 /	
現行定款		変更案		
(発行可能株式総数)		(発行可能株式総数)		
第6条	当会社の発行可能株式総数は、	第6条	当会社の発行可能株式総数は、	
	<u>4 億 8,000 万株</u> とする。		<u>4,800 万株</u> とする。	
(単元株	(単元株式数)		(単元株式数)	
第7条	当会社の単元株式数は、1,000	第7条	当会社の単元株式数は、100株と	
	<u>株</u> とする。		する。	

#### (3)変更の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 4 . 主要日程

取締役会決議日 平成 29 年 11 月 22 日

平成 29 年 12 月 21 日 (予定) 本定時株主総会開催日 平成 30 年 4 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数

及び定款の一部変更の効力発生日

(注)上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成30年4月 1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所 における売買単位は、同年3月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位 (併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

## 添付資料

(ご参考)単元株式数の変更及び株式の併合に関するQ&A

### (ご参考)単元株式数の変更及び株式の併合に関するQ&A

### Q 1 . 単元株式数の変更とはどのようなことですか?

A 1.単元株式数の変更とは、株主総会で議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

## Q2.株式併合とはどのようなことですか?

A 2 . 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない株式にすることです。 今回、当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

# Q3.単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか?

A 3 . 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一す ることを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000 株から100 株に変更することとし、併せて、当社株式の投資単位(売買単位あたりの価格)を全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(10 株を1 株に併合)を実施いたします。

併合実施後の 100 株は併合実施前の 1,000 株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の 10 倍となりますが、単元株式数は 10 分の 1 (1,000 株から 100 株に変更)となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないことになります。

# Q4.株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか?

A 4 . 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、今回の株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日(平成 30 年 4 月 1 日 予定)の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例	3,000 株	3個	300 株	3個	なし
例	1,234 株	1個	123 株	1個	0.4 株
例	755 株	なし	75 株	なし	0.5 株
例	7 株	なし	なし	なし	0.7 株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例 ~ のような場合)は、すべての端株株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払いたします。この端数株式の処分代金につきましては、平成30年6月頃お送りすることを予定しております。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の例の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

# Q5.株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか?

A 5 . 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主様が所有の株式数が、株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の 10 倍となります。

## Q6.株式併合に伴い、必要な手続きはありますか?

A 6 . 特に必要なお手続きはございません。

## Q7.株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか?

A 7 . 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を 所有されている株主様は、単元未満株式買取制度をご利用いただけます。 具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理 人までご連絡ください。

## Q8.今後の具体的なスケジュールはどうなりますか?

A8.次のとおりを予定しております。

平成 29 年 12 月 21 日 (予定) 定時株主総会

平成30年3月28日(予定) 100株単位での売買開始日

平成 30 年 4 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年4月下旬(予定) 株式割当通知の発送

平成30年6月上旬(予定) 端数株式処分代金のお支払い

## |Q9.株主優待については、どうなりますか?|

A 9 . 株主優待については、株式併合の割合に応じて優待基準株式数を変更いたしますが、 優待内容に変更はございません。

併合前 (平成 29 年 9 月末基準日)	併合後 (平成 30 年 9 月末基準日)	優待内容
1,000 株以上 5,000 株未満	100 株以上 500 株未満	J F L A グループ商品を 中心としたご優待商品 (2,000 円相当)
5,000 株以上	500 株以上	J F L A グループ商品を 中心としたご優待商品 (3,000 円相当)

# 【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、以下の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 同連絡先 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料) 受付時間 平日9時~17時(土・日・祝日等を除く)